

議案第104号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「始良市」の次に「，瀬戸内町」を加える。

別表企画部の表1の項中「錦江町」の次に「，肝付町」を加える。

別表環境林務部の表4の2の項中「大崎町」を「さつま町，湧水町，大崎町」に改め，同表4の4の項中「大崎町」を「さつま町及び大崎町」に改め，同表4の5の項及び4の6の項中「大崎町」を「さつま町，湧水町，大崎町」に改める。

別表農政部の表1の項中「天城町」の次に「，伊仙町」を加える。

別表土木部の表1の2の項中「阿久根市」の次に「，出水市」を加え，「及び和泊町」を「，和泊町及び知名町」に改め，同表1の2の2の項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（河川法第100条第1項に規定する準用河川が所在する市町村に限る。）

別表土木部の表1の2の3の項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（河川法第4条第1項に規定する一級河川，同法第5条第1項に規定する二級河川又は同法第100条第1項に規定する準用河川が所在する市町村に限る。）

別表土木部の表2の項中「各市」の次に「，さつま町」を加える。

別表危機管理防災局の表1の項中「南九州市」の次に「，始良市」を加え，同表2の項中

「及び南九州市」を「，南九州市及び始良市」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため，所要の改正をしようとするものである。